

平成27年5月12日

答申第522号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「23、24年度に緊急報道用住宅（本部）入居者が当制度の適用を継続したままで単身赴任する職員数」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

緊急報道用住宅（本部）としての適用を継続したまま単身赴任する職員はいないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年4月28日（第215回審議委員会）第534号諮問、審議

5月12日（第216回審議委員会）審議、答申